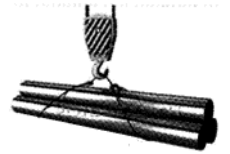


「クレーン運転業務に係る特別教育」講習のご案内

つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転業務に労働者を就かせるときは、事業者はその者に当該業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことになっています。この特別教育は事業場で実施するものですが、災防団体等が行う特別教育に準じた講習を受講した者に対しては省略することができます。特別教育は学科と実技がありますが、当協会では以下のとおり学科に係る講習を行います。事業場で行わなければならない特別教育のうち学科は省略できますが、実技は各事業場で実施してください。



- * 移動式クレーンの運転業務は含みません。また、玉掛け業務は別途資格が必要になります。
- * 18歳未満の方はクレーンの運転業務に従事することができません。

受講資格	年齢18歳未満の方は受講できません	
講習科目	① クレーンに関する法令 ② クレーンに関する知識 ③ 原動機及び電気に関する知識	④クレーンの運転に必要な力学に関する知識 ⑤合図の方法 *実技はありません。
講習日時	【受付】午前8時40分～ 【オリエンテーション】午前9時～ 【講義】午前9時10分～ *遅刻不可	
講習会場	第1回 令和7年 8月4日(月)・5日(火) 第2回 令和7年 11月18日(火)・19日(水) 講義時間 (1日目)9:00~16:10 (2日目)9:00~12:30	会場 高崎市産業創造館 高崎市下之城町584番地70
受講料金	会員事業場 10,010円 (受講料(税別)9,100円+消費税+テキスト代(税込)0円) *テキスト代は協会が負担 非会員事業場 11,715円 (受講料(税別)9,100円+消費税+テキスト代(税込)1,705円)	
申込方法	<p>① お申込みの前に電話で予約し、「予約番号」をお取りください。</p> <p>② 予約番号取得後、早めに裏面の申込書をご提出ください。提出はご持参、郵送、FAXのほかネットから申込みもできます。講習日の10日前までに提出がない場合には、予約取消となります。</p> <p>③ 受講料金を下のいずれかの方法により、事前にお支払いください。郵送、銀行振込の場合には受講日の10日前までにお願います。</p> <p>【ご持参】当協会事務所にご持参 【郵送】現金書留にてご郵送 【銀行振込】振込先：群馬銀行 高崎田町支店 普通1047986 一般社団法人高崎労働基準協会 *振込手数料はお申込者にてご負担ください</p>	
申込先 (お問合せ先)	一般社団法人 高崎労働基準協会 〒370-0045 群馬県高崎市東町172-16 共済会館内 *当協会にお越しの際は、行事等により留守の場合がありますので、電話にて確認の上お越しください。	TEL 027-323-9847 FAX 027-327-9015
募集人員	66名	
修了証	講習の全科目・時間を受講された方に【修了証】を交付します。 *遅刻等所定の講習時間に満たない場合には修了証は交付できません。	
その他	受講券、筆記具を持参してください。	

